

骨髄移植ドナー支援事業奨励金制度

骨髄等の移植の推進・ドナー登録者の増加を図るため、日本骨髄バンクで骨髄等の提供を行った方等に奨励金を交付します。

①骨髄等の提供を完了した対象

時点で市内在住の方
①の主たる勤務先である事業所
※国、地方公共団体等、骨髄等の提供に伴う休暇制度がある事業所を除く

1万円
※いずれも通院・入院・面接等に要した日数に応じて支給します。(上限7日)

申し込み 直接健康センター
☎23・2191へ

金額 ①1日2万円②1日

環境美化推進重点地区および路上喫煙禁止地区を追加指定します

市では、平成22年1月に「青梅市ポイ捨ておよび飼いや犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例」を施行しました。

この条例は、たばこの吸い殻や空き缶などのごみのポイ捨てや犬のふんの放置、無秩序な路上喫煙といった行為を未然に防止するとともに、地域の環境美化を推進し、安全で快適な生活環境を確保することを目的としています。

すでに青梅駅、東青梅駅、河辺駅の各駅のロータリーおよび周辺の道路を環境美化推進重点地区および路上喫煙禁止地区として指定しています。

環境美化推進重点地区および路上喫煙禁止地区

環境政策課 問い合わせ



西東京バスの運行時刻改正

西東京バス(株)では、4月1日に運行時刻を改正しました。

一部の路線では、減便も利用ください。

問い合わせ 西東京バス(株)
☎042・646・904

1、市まちづくり推進課

小金井市の可燃ごみ広域支援は終了しました

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、西多摩衛生組合で実施していた小金井市の可燃ごみの受け入れは、平成29年3月をもって終了しましたのでお知らせします。

お問い合わせ 西多摩衛生組合
☎042・554・2409

ホームページ <http://www.nishiei.or.jp>

平成29年度 住宅相談会 空き家等に関する相談全般をお受けします

市では、現在、青梅市住宅施策推進協議会所属の住宅関連団体の協力により、「定例住宅相談会」および「住宅なんでも相談会」を開催しています。

今年度から新たに、東京司法書士会および東京都行政書士会の協力により、年3回、空き家の相続の相談

など、空き家に関する相談全般をお受けします。

③平成30年1月18日(木)・市役所1階正面入り口ロビー

日程・会場
①6月15日(木)・市役所1階正面入り口ロビー
②10月28日(土)・市役所2階

申し込み 開催日の3日前までに、電話または直接住宅課住宅政策係(市役所5階)へ

時間 午後1時30分～4時30分

申し込み 開催日の3日前までに、電話または直接住宅課住宅政策係(市役所5階)へ

事業主の方へ 退職金共済に加入を

市では、中小企業で働く従業員の福祉向上と雇用安定のため、退職金共済への加入を勧めています。

中小企業の事業主であれば、パートタイマーを含む従業員を加入させることができます。掛け金は、事業主負担(全額免税扱い)です。

市では、この共済(中小企業退職金共済・特定退職金共済)に加入している事業主に対し、従業員1人当たり1か月の掛け金5千円を上限に、その10分の1(年額最大6千円)を補助します。

共済加入に関する問い合わせ
せ 中小企業退職金共済
：中小企業退職金共済事業本部 ☎03・6907・1234
▽特定退職金共済：青梅商工会議所 ☎23・0111

すでに加入している事業主の方へ
補助金交付申請の手続き

しして、平成28年10月から29年3月分として払い込まれた掛け金が対象です。

申請期限 4月20日
※土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)

申し込み 中小企業退職金共済制度について：直接市商工観光課商工労政係(市役所4階)▽特定退職金共済制度について：直接青梅商工会議所 ☎23・0111へ

フレッシュランド西多摩から イベント案内

☆ 5月人形展
端午の節句に合わせ、5月人形の展示を行います。

期間 4月4日(火)～5月7日(日)

臨時休館
法令点検および定期補修

フレッシュランド西多摩から イベント案内

のため、4月10日(月)～14日(金)は臨時休館します。

※教室と入浴3時間のセット料金です。
※回数券、サービス券などは利用できません。
※詳細はフレッシュランド西多摩のホームページをご覧ください。

問い合わせ フレッシュランド西多摩(羽村市羽4-2-5) ☎042・570・2626

教室案内
①フラダンス教室：毎週水曜日 午後1時～2時
②ヨガ教室：毎週木曜日 午後1時30分～2時30分
参加費(1回) ①②とも、市内在住の方：800円

建築行為等を行う場合は 市に事前の届け出が必要です

問い合わせ 都市計画課景観係

市では、「美しい風景都市・青梅」を目指して美しく優れた景観を持つまちづくりを進めるため、平成16年6月に「青梅市の美しい風景を育む条例」を制定し、市内で建築行為等を行う場合には、事前に市に届け出を行うことを義務付けています。

建築行為等を行う場合には、必ず届け出をしてください。

なお、重点的に景観形成を図る地区として指定している青梅駅周辺景観形成地区・多摩川沿い景観形成地区とその他の一般地区では、届け出対象の行為の規模等が異なりますので、対象地区等の詳細については、お問い合わせください。

●青梅駅周辺景観形成地区(森下町、上町、仲町、本町、住江町、西分町の一部)
青梅駅周辺景観形成地区においては、次のとおり建築物の建築、工作物・広告物の設置等について、規模にかかわらず届け出が必要です。

届け出の対象種類	届け出の対象行為
建築物	新築、増築、改築、移転、除却または意匠の変更
工作物	新設、増設、改造、移転、除却または意匠の変更
広告物	表示、設置、改造、移転、除却または変更
土地の区画形質・土地利用	変更
石積み・樹木	設置または除却
その他	自動販売機の設置

●多摩川沿い景観形成地区(多摩川沿川、御岳溪谷周辺、釜の淵公園周辺)
多摩川沿い景観形成地区においては、次のとおり建築物の建築、工作物・広告物の設置等について、規模にかかわらず届け出が必要です。

届け出の対象種類	届け出の対象行為
建築物	新築、増築、改築、移転、除却または意匠の変更
工作物	新設、増設、改造、移転、除却または意匠の変更
広告物	表示、設置、改造、移転、除却または変更
土地の区画形質・土地利用	変更
石積み・樹木	設置または除却
その他	土砂等の堆積、カヌー等に関連する仮設構造物の設置、自動販売機の設置

●一般地区
青梅駅周辺景観形成地区および多摩川沿い景観形成地区を除く、市内のすべての地区においては、次のとおり一定規模以上の建築物の建築等の限られた行為が届け出の対象です。

届け出の対象行為の種類	届け出の対象規模
開発行為、宅地造成行為	事業区域の面積が3,000平方メートル以上のもの
建築物の新築、増築、改築	高さが15メートルを超える建築物
	高さが10メートルを超える建築物で、延べ面積が1,500平方メートル以上のもの
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類する工作物の新設、増設、改造	高さが15メートルを超える工作物